

脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）交付要綱

（趣旨）

第1 久慈市山形町地域（以下「山形町」という。）において、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素（以下「CO₂」という。）の排出量実質ゼロを目指すとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の地産地消及び地域経済の循環を促進するため、補助事業者が再エネ等設備の設置等を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金交付規則（平成18年久慈市規則第53号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

（定義）

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）施設等 住宅、店舗、事務所等において、電力契約を締結している建物とその敷地等をいう。
- （2）太陽光発電システム 太陽光パネルを利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備をいう。
- （3）蓄電池システム 太陽光発電システムにより発電した電気を蓄電するための設備であって、アンカーボルト等により固定して設置されたものをいう。
- （4）再エネ等設備 第2号及び第3号に規定する設備をいう。
- （5）需要家 再エネ等設備により創られた再エネ電気を活用する者をいう。

（補助金の交付の対象者）

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税を滞納していない者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）山形町内に所在する施設等に自らが居住し、又は居住しようとする者であって、当該施設等に太陽光発電システム又は再エネ等設備を設置しようとするもの
- （2）山形町内に事業の用に供する施設等（第一次産業及び第二次産業に関連する工場、畜舎等を除く。）を有し、当該施設等に太陽光発電システム又は再エネ等設備を設置しようとする者

（補助金の交付の対象事業）

第4 補助金の交付の対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、第2号の事業のみ実施する場合は補助金を交付しない。

(1) 太陽光発電システムの設置。設置する太陽光発電システムは、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 未使用品であり、かつ、実証段階の製品でないこと。

イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。

ウ 発電電力量などの計測機器を導入し、CO2削減量の実績値を正確に把握できるものであること。

エ 各種法令等を遵守した設備であること。

オ 太陽光発電システムのみを設置する場合、負荷追従制御が可能な設備とすること。

カ その他設備の効率的な運用及び適切な維持管理のために市長が別に定める事項を備えたものであること。

(2) 前号の設備に付帯する蓄電池システムの設置。設置する蓄電池システムは、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 未使用品であり、かつ、実証段階の製品でないこと。

イ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。

ウ 据置型（定置型）の蓄電池であること。

エ 各種法令等を遵守した設備であること。

オ その他設備の効率的な運用及び適切な維持管理のために市長が別に定める事項を備えたものであること。

（補助対象経費）

第5 補助対象となる経費は、第4に規定する事業を実施する場合に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 再エネ等設備の設置に伴う施設等の補修工事に要する経費

(2) 土地の造成に要する経費

(3) 土地の取得に要する経費

(4) その他市長が別に定める経費

（補助金の額）

第6 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる再エネ等設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

再エネ等設備の区分	補助金の額
太陽光発電システム	補助対象経費の合計額又は太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に25万円/kWを乗じて得た額のいずれか低い額の3分の2に相当する額以内の額。ただし、パワーコンディショナーの定格出力の合計値に対する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値の割合は194%以下であること。
蓄電池システム	補助対象経費の合計額又は蓄電池システムを構成する蓄電池の蓄電容量に24.2万円/kWhを乗じて得た額のいずれか低い額の4分の3に相当する額以内の額

(補助金の交付の条件)

第7 規則第6条第1項各号に定めるもののほか、次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

- (1) 補助対象者は、山形町内に住所を有しない場合は、第10に規定する実績報告の日の前日までに山形町内を住民登録地とすること。
- (2) 太陽光発電システムにより発電した電力は、需要家において自家消費すること。ただし、需要家の消費量を超える余剰電力については、小売電気事業者と余剰電力の売電に関する契約を締結の上、当該小売電気事業者に売電することができるものとする。
- (3) 前号の規定により自家消費する電力量は、住家の用に供する施設等にあつては再エネ等設備で発電する電力量の30パーセント以上、事業の用に供する施設等にあつては再エネ等設備で発電する電力量の50パーセント以上とすること。
- (4) 第三者所有型である電力購入契約又はリース契約での導入としないこと。
- (5) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (6) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）の認定又はフィードインプレミアム制度の認定を取得しないこ

と。

(7) 事業の実施にあたっては、市内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者等（以下「施工事業者」という。）に再エネ等設備の設置を発注するものとし、2以上の施工事業者から見積を徴して安価な施工事業者を選定すること。

(8) 事業完了後、市長の求めに応じ、売電量、買電量、自家消費率その他これに類するデータを提出すること。

（補助事業に要する経費の配分の軽微な変更）

第8 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、第1に規定する経費の20パーセント以内の増減とする。

（申請の取下期日）

第9 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（実績報告）

第10 補助事業者は、再エネ等設備の設置完了後30日以内又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに、脱炭素先行地域推進事業費補助金実績報告書（様式第8号）に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11 第10の規定により報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第12 市長は、実績報告を受けた場合において、その報告の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じ、報告を求めること又は調査することができる。

（協力）

第13 市長は、補助事業者に対し、第1に掲げる趣旨に基づき市長が必要と認める事項について協力を求めることができる。

（提出書類及び提出期日）

第14 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は別表のとおりとする。

（補則）

第15 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第14関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）交付申請書	第1号	1部	別に定める。
	1 再エネ等設備を設置しようとする施設等の位置図及び設置予定箇所の写真			
	2 再エネ等設備を構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し。また、保護継電器や逆潮流制御等により逆潮流を行わない場合は単線結線図等の保護リレーの設置や逆潮流制御が確認できる書類の写し			
	3 使用貸借又は賃貸借契約書の写し（申請者が建物や敷地を借りて再エネ等設備を設置する場合に限る。）			
	4 再エネ等設備で発電した電力のうち余剰電力についての売電契約先が確認できる書類の写し			
	5 収支予算書	第2号	1部	
	6 適正導入量計算書	第3号	1部	
	7 再エネ等設備の設置に要する費用の内訳が記載された見積書	第4号	1部	
	8 2以上の施工事業者から			

	徴した見積書の写し 9 施設等所有者の承諾書 (申請者が建物や敷地を借りて再エネ等設備を設置する場合に限る。) 10 不動産登記簿謄本(申請者が事業の用に供する施設等に再エネ等設備を設置する場合に限る。) 11 暴力団排除に関する誓約書 12 その他市長が必要と認める書類	第5号 第6号	1部 1部	
規則第6条第1項から第3号までの規定による書類	脱炭素先行地域推進事業費補助金(自家消費型再エネ等設備)変更(中止、廃止)承認申請書 市長が必要と認める書類	第7号	1部	別に定める。
要綱第10第1項の規定による書類	脱炭素先行地域推進事業費補助金(自家消費型再エネ等設備)実績報告書 1 再エネ等設備の設置状況を確認できる写真。また、保護継電器や逆潮流制御等により逆潮流を行わない場合は単線結線図等の保護リレーの設置や逆潮流制御が確認できる書類の写し 2 収支精算書	第8号	1部	別に定める。

	3 再エネ等設備の設置に要した費用の内訳書 4 再エネ等設備の設置に要した経費に係る書類（請求書、領収書の写し等） 5 資材受払簿 6 工事日誌等の事業実施状況等の分かる書類 7 再エネ等設備で発電した電力のうち余剰電力の売電契約先が確認できる書類の写し 8 一般送配電事業者との系統連系に関する契約書の写し（余剰電力の売買を行わない場合は、逆潮流をしないことを申請した書類等の写し） 9 自家消費率を満たしていることが分かるモニター画面等の写真又は数値を出力した資料等 10 その他市長が必要と認める書類	第2号 第9号	1部 1部	
規則第13条第1項の規定による書類	脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）請求書 市長が必要と認める書類	第10号	1部	別に定める。

規則第15条の規定による書類	脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）前金払請求書 市長が必要と認める書類	第11号	1部	別に定める。
規則第20条の規定による書類	脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）に係る財産処分承認申請書 市長が必要と認める書類	第12号	1部	別に定める。

様式第 1 号（別表関係）

脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）交付申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）の交付を受けたいので、補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

再エネ等設備を設置する場所		久慈市
工事着工予定日		年 月 日
工事完了又は引き渡し予定日		年 月 日
太陽光発電システム	補助対象導入量	. kW（小数点第 3 位を切り捨て）
	区分	新設・更新・増設
	増設の場合の理由	
	設置に要する経費（税抜き）	円
蓄電池システム	補助対象導入量	. kWh（小数点第 3 位を切り捨て）
	区分	新設・更新・増設
	増設の場合の理由	
	設置に要する経費（税抜き）	円
補助金交付申請額		円
発電システムを設置する建物等の種別	☐ 1 施設等の新築に併せて太陽光発電システムを設置 ☐ 2 施設等を購入し、太陽光発電システムを設置 ☐ 3 既存の施設等に太陽光発電システムを設置 ☐ 4 施設等の敷地内に設置 ☐ 5 施設等の敷地外に設置 [1 ～ 2 の場合 入居予定 年 月]	
販売店又は施工業者等		

この補助金の交付申請に当たり、以下の事項について同意及び誓約します。

- 1 市内の所在地の有無に係る情報について、この補助金の担当課の職員が確認すること
- 2 市税の納付状況に係る情報について、この補助金の担当課の職員が確認すること。
- 3 脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）交付要綱第7の規定を遵守すること。

氏 名 _____

添付書類

- 1 再エネ等設備を設置しようとする施設等の位置図及び設置予定箇所の写真
- 2 再エネ等設備を構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し。また、保護継電器や逆潮流制御等により逆潮流を行わない場合は単線結線図等の保護リレーの設置や逆潮流制御が確認できる書類の写し
- 3 使用貸借又は賃貸借契約書の写し（申請者が建物や敷地を借りて再エネ等設備を設置する場合のみ）
- 4 再エネ等設備で発電した電力のうち余剰電力についての売電契約先が確認できる書類の写し
- 5 収支予算書（様式第2号）
- 6 適正導入量計算書（様式第3号）
- 7 再エネ等設備の設置に要する費用の内訳が記載された見積書（様式第4号）
- 8 2以上の施工事業者から徴した見積書の写し
- 9 施設等所有者の承諾書（様式第5号）（申請者が建物や敷地を借りて再エネ等設備を設置する場合のみ）
- 10 不動産登記簿謄本（申請者が事業の用に供する施設等に再エネ等設備を設置する場合のみ）
- 11 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
- 12 その他市長が必要と認める書類

注1 「補助金交付申請額」に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とする。

注2 各様式について2枚以上にわたる場合は両面印刷とし、同意及び誓約欄は「記名・押印」又は「署名」によるものとする。

様式第 2 号(別表関係)

収支予算（精算）書

年 月 日

1 収入の部

費 目	予算額	(精算額)	摘 要
市補助金	円	円	
計			

2 支出の部

費 目	予算額	(精算額)	摘 要
	円	円	
計			

適正導入量計算書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

1. 導入する設備について

2. 施設等使用時間について

開始	終了
時	時

…必ず終了時間よりも開始時間を小さい値とすること

3. 電力自家消費量について

月	直近1年間の電力自家消費量 (kWh) ※1
1	kWh
2	kWh
3	kWh
4	kWh
5	kWh
6	kWh

月	直近1年間の電力自家消費量 (kWh)
7	kWh
8	kWh
9	kWh
10	kWh
11	kWh
12	kWh
計	kWh

…①

4. 太陽光発電システムの適正出力（小数点第3位を切り捨て）

$$\text{①} \div 1,078 \text{kWh}_{(\text{※1})} = \quad . \quad \text{kW}$$

なお、太陽電池モジュールの積載率（パワーコンディショナーの定格出力の合計値に対する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値の割合）は194%以下とする。

※太陽光発電システムの適正出力を上回る出力を申請する場合には以下に理由を記載してください。

5. 蓄電池システム容量の目安（小数点第3位を切り捨て）

上限： $\textcircled{1} \div 365 \text{日} \div 95\%_{(\text{※}2)} = \quad . \quad \text{kWh/日}$

下限： $\textcircled{1} \div 365 \text{日} \times \text{自家消費率要件}_{(\text{※}3)} \div 95\%_{(\text{※}2)} = \quad . \quad \text{kWh/日}$

が蓄電池の蓄電容量の目安となる。

※蓄電池の蓄電容量の目安の上限を上回る、又は下限を下回る容量を申請する場合には以下に理由を記載してください。

--

6. その他

- (1) 新築の建物屋根等に設置する場合には、電力自家消費量（見込み）を記入すること。なお、過大に電力使用量（見込み）を記載の場合、補助金を返還いただく可能性があることに留意すること。
- (2) 自家消費率要件_(※3)を遵守できることを担保するため、発電シミュレーションの結果等を添付すること。

<注釈>

- ※1 太陽電池モジュール1kW当たりの平均年間発電電力量の数値1,078kWhは「平成22年度岩手県住宅用太陽光発電実態モニター調査」より引用したもの。
- ※2 この計算書においては充放電効率を95%と設定。
- ※3 自家消費率要件は、住家の用に供する施設等にあつては再エネ等設備で発電する電力量の30パーセント以上、事業の用に供する施設等（第一次産業及び第二次産業に関連する工場、畜舎等を除く。）にあつては再エネ等設備で発電する電力量の50パーセント以上とすること。

様式第 4 号（別表関係）

見積書

令和 年 月 日

（宛名） 様

商号又は名称

代表者の氏名

所在地 〒

連絡先 TEL

FAX

工事種別

現在の買電先の電力会社
（予定含む）

排出係数 0.000429t-CO2/kWh

※買電先の電力会社が未定の場合には
「未定」と記載すること。

脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）を活用した事業に要する経費について、次のとおり見積します。

合計（税抜き）	0
合計（税込み）	0
【参考値】合計（自己負担額）	0

No.	名称	数量	単位	単価	金額
A	補助対象	1	式		0
	計	1	式		0
B	補助対象外	1	式		0
	計	1	式		0
	合計（A+B）税抜き	1	式		0
	合計（A+B）税込み	1	式		0
	補助金額計	1	式		0

【補助金交付に係る条件】

- ① 25万円/t-CO2を補助対象経費の上限とする。
- ② 25万円/kW（DC）を太陽光発電設備設置経費の上限とする。なお、補助率は2/3とする。
- ③ 24.2万円/kWhを蓄電池システム設置経費の上限とする。なお、補助率は3/4とする。

【法定耐用年数について】

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日（大蔵省令第15号））

蓄電池システム：別表第一 建物附属設備 電気設備（照明設備を含む。）蓄電池電源設備 6年
太陽光発電システム：別表第二 電気業用設備 その他の設備 主として金属製のもの 17年

【留意事項】

- （注1）薄赤 または 薄青 の項目に記入してください。
- （注2）お客様（需要家）の宛名を記名してください。
- （注3）見積者（商号又は名称、代表者の氏名、所在地等）に記名のうえ押印してください。
- （注4）内訳明細書を添付してください。
- （注5）本エクセルでは自動計算されるよう数式を入力していますが、見積額に誤りが無いか必ず手計算で確認をした上で提出してください。

内訳明細書

【補助対象】※税抜き											
No.	費目	細分	名称	品番、品名等	出力	数量	単位	単価	金額	備考	
1	本工事費 (直接工事費)	材料費 ※事業を行うために直接必要な材料の購入費 (これに要する運搬費、保管料を含む)	発電設備								
			太陽光パネル①			0 枚		0	0円	0.000kW	
			太陽光パネル②			0 枚		0	0円	0.000kW	
			取付金具			0 式		0	0円		
			パワーコンディショナー①			0 台		0	0円	0.000kW	
			パワーコンディショナー②			0 台		0	0円	0.000kW	
			ケーブル			0 式		0	0円		
			接続箱			0 式		0	0円		
			集電箱			0 式		0	0円		
			スマートPVメーター			0 台		0	0円		
			架台			0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
			小計							0円	
			横内配電線路								
			ケーブル (DC) PV～PCS			0 式		0	0円		
			ケーブル (DC) 蓄電池～PCS			0 式		0	0円		
			ケーブル (AC) PCS～電源 (分電盤、キュービクル等)			0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
			小計							0円	
			受電設備 (改修等)								
			追加分電盤			0 式		0	0円		
			契約ブレーカー変更			0 式		0	0円		
			キュービクル保護機器 (OVGR)			0 式		0	0円		
			キュービクル保護機器 (RPR)			0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
			小計							0円	
			蓄電池システム								
			パワーコンディショナー ※発電設備に併設されている場合は不要			0 式		0	0円	0.000kW	
			蓄電池ユニット			0 式		0	0円	0.000kWh	
			設置補強用取付板、金具			0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
			小計							0円	
		労務費 ※本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費	工事費	太陽光発電 設置工事			0 式		0	0円	
				太陽光発電 電気工事			0 式		0	0円	
				パワーコンディショナー 設置工事			0 式		0	0円	
				パワーコンディショナー 電気工事			0 式		0	0円	
				蓄電池 設置工事			0 式		0	0円	
				蓄電池 電気工事			0 式		0	0円	
				試運転動作確認			0 式		0	0円	
				事前調査費			0 式		0	0円	
							0 式		0	0円	
							0 式		0	0円	
							0 式		0	0円	
							0 式		0	0円	
				小計							0円
				直接経費							
				※事業を行うために直接必要とする経費	特許権使用料 (契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)			0 件		0	0円
		水道、光熱、電力料 (事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)			0 件		0	0円			
		機械経費 (事業を行うために必要な機械の使用に要する経費 (材料費、労務費を除く。))	各種機械損料		0 件		0	0円			
		負担金 (事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)			0 件		0	0円			
		小計							0円		
		本工事費 (直接工事費) 合計							0円		
		2	付帯工事費 ※本工事費に付随する直接必要な工事				0 箇所		0	0円	
					0 箇所		0	0円			
					0 箇所		0	0円			
					0 箇所		0	0円			
					0 箇所		0	0円			
					0 箇所		0	0円			
小計							0円				
付帯工事費合計							0円				
3	設備費 ※事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用等				0 式		0	0円			
					0 式		0	0円			
					0 式		0	0円			
		小計							0円		
		設備費合計							0円		
【補助対象外】※税抜き											
No.	名称			品番、品名等	出力	数量	単位	単価	金額	備考	
4	その他	消火設備					0 箇所		0	0円	
		屋根補修					0 式		0	0円	
		フェンス設置					0 式		0	0円	
		太陽光モジュール基礎 種類: ●●					0 式		0	0円	
		蓄電池基礎					0 式		0	0円	
		計測表示ユニット、表示装置					0 台		0	0円	
		カメラ					0 台		0	0円	
		看板					0 箇所		0	0円	
		土地造成費					0 式		0	0円	
		事例対応費用					0 件		0	0円	
		系統連系対応 (電力会社等)				東北電力等申請費用	0 件		0	0円	
							0 式		0	0円	
							0 式		0	0円	
							0 式		0	0円	
		その他合計							0円		
【No.1～3】											
補助対象経費		0円	補助対象経費のうち、太陽光発電システム		0円						
【No.4】			⇒太陽光発電システム投分率		0.00000000000000						
補助対象外経費		0円	補助対象経費のうち、蓄電池システム		0円						
⇒補助対象経費投分率		0.00000000000000	⇒蓄電池システム投分率		0.00000000000000						

【本工事費（間接工事費）】※税抜き

No	名称	品名、品名等	出力	数量	単位	単価	金額	備考
5	本工事費（間接工事費）	共通仮設費						
	※事業を行うために直接必要な現場経費	事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ※クレーン搬入 等	ユニック運搬費	0	式	0	0円	
		準備、仮片付け整地等に要する費用		0	式	0	0円	
		機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用		0	式	0	0円	
		技術管理に要する費用		0	式	0	0円	
		交通の管理、安全施設に要する費用		0	式	0	0円	
						小計	0円	
	現場管理費							
	※事業を行うために直接必要な現場経費	労務管理費		0	式	0	0円	
		水道光熱費		0	式	0	0円	
		消耗品費		0	式	0	0円	
		通信交通費		0	式	0	0円	
		その他		0	式	0	0円	
						小計	0円	
	一般管理費							
	※事業を行うために直接必要な右の経費であり、類似の事業を参考に決定	雑給与		0	式	0	0円	
		法定福利費		0	式	0	0円	
		修繕維持費		0	式	0	0円	
		事務用品費		0	式	0	0円	
		通信交通費		0	式	0	0円	
						小計	0円	
	機械器具費							
	※事業を行うために直接必要な建築用、小運搬その他工事用機械器具の購入、送料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費			0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
						小計	0円	
	測量及び試験費							
	※事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する費用等	調査費用		0	件	0	0円	
		測量費用		0	件	0	0円	
		基本設計費用		0	件	0	0円	
		実施設計費用		0	件	0	0円	
		工事監理費用		0	件	0	0円	
		試験費用		0	件	0	0円	
				0	件	0	0円	
				0	件	0	0円	
				0	件	0	0円	
						小計	0円	
						本工事費（間接工事費）合計	0円	
						うち、本工事費（間接工事費）補助対象経費	0円	本工事費（間接工事費）に補助対象経費按分率を乗じた額
						本工事費（間接工事費）補助対象経費のうち、太陽光発電システム	0円	
						本工事費（間接工事費）補助対象経費のうち、蓄電池システム	0円	

【No.1～5】

補助対象経費 0円 補助対象経費のうち、太陽光発電システム
補助対象経費のうち、蓄電池システム

補助対象外経費 0円

見積金額（税抜き）	0円
見積金額（税込み）	0円
（うち、補助金額（2/3）合計）	#DIV/0!
（うち、補助金額（3/4）合計）	#DIV/0!
（うち、補助対象外経費合計）	(0円)

補助対象外経費のうち、太陽光発電システム 0円

補助対象外経費のうち、蓄電池システム 0円

【参考】

（補助金額反映後の自己負担額）	#DIV/0!
-----------------	---------

0円 ⇒太陽光kW単価 #DIV/0! ⇒パワコン出力kW単価 #DIV/0!
0円 ⇒蓄電池kWh単価 #DIV/0!

⇒本事業太陽光kW単価 #DIV/0!

要件①：【事業の費用効率性】25万円/t-CO2

※太陽光パネル出力	0.000kW
⇒年間発電量 (DCまたはACのいずれか低い出力×稼働時間発電量)	
※CO2排出係数	0.000429(t-CO2/kWh)
⇒耐用年数期間CO2削減量	0.00t-CO2
⇒事業の費用効率性 (CO2削減量×15万円/t-CO2)	0円
⇒【A】事業の費用効率性 (太陽光発電設備按分)	#DIV/0!
⇒【B】事業の費用効率性 (蓄電池システム按分)	#DIV/0!

要件②：【太陽光発電設備】25万円/kW

⇒【C】補助対象経費上限 (太陽光パネル出力×25万円)	0円
---------------------------------	----

要件③：【蓄電池システム】24.2万円/kWh

※蓄電池システム出力	0.00kWh
⇒【D】補助対象経費上限 (蓄電池システム容量×24.2万円)	0円

⇒【A】と【C】のうち低い金額	#DIV/0!
⇒【B】と【D】のうち低い金額	#DIV/0!

様式第5号（別表関係）

施設等所有者の承諾書

脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）を活用して再エネ等設備を設置する場合において、私が所有する建物及び敷地（以下「施設等」という。）に再エネ等設備を法定耐用年数期間である17年以上にわたり設置することを承諾します。

令和 年 月 日

施設等所有者

所属・職

氏名（署名）

施設等への設置承諾期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

（宛先）久慈市長

住所

氏名（名称）

私は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第 7 号（別表関係）

脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）変更（中止、廃止）

承認申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知があった脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）について、申請内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更内容

区分	変更前	変更後
(1) 補助対象導入量	○太陽光発電システム ． kW (小数点第 3 位を切り捨て)	○太陽光発電システム ． kW (小数点第 3 位を切り捨て)
	○蓄電池システム ． kWh (小数点第 3 位を切り捨て)	○蓄電池システム ． kWh (小数点第 3 位を切り捨て)
(2) 申請者	住所	住所
	氏名	氏名

注 変更を要する欄の番号に「○」を付し、変更前と変更後の要件を記入すること。

2 変更（中止、廃止）の理由

様式第 8 号（別表関係）

脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）実績報告書

年 月 日

（宛先）久慈市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け久慈市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）を活用した事業が完了したので、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

再エネ等設備を設置した場所		久慈市
工事着工日		年 月 日
工事完了又は引き渡し日		年 月 日
太陽光発電システム	補助対象導入量	. kW（小数点第 3 位を切り捨て）
	区分	新設・更新・増設
	特記事項	
	設置に要した経費（税抜き）	円
蓄電池システム	補助対象導入量	. kWh（小数点第 3 位を切り捨て）
	区分	新設・更新・増設
	特記事項	
	設置に要した経費（税抜き）	円
補助金交付決定額		円
発電システムを設置する建物等の種別		☐ 1 施設等の新築に併せて太陽光発電システムを設置 ☐ 2 施設等を購入し、太陽光発電システムを設置 ☐ 3 既存の施設等に太陽光発電システムを設置 ☐ 4 施設等の敷地内に設置 ☐ 5 施設等の敷地外に設置 〔1～2 の場合 入居日 年 月〕
販売店又は施工業者等		

様式第 9 号（別表関係）

費用内訳書

令和 年 月 日

（宛名） 様

商号又は名称

代表者の氏名

所在地 〒

連絡先 TEL

FAX

工事種別

現在の買電先の電力会社
（予定含む）



排出係数 0.000429t-CO2/kWh

※買電先の電力会社が未定の場合には「未定」と記載すること。

脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）を活用した事業に要する経費について、次のとおり報告します。

合計（税抜き）	0
合計（税込み）	0
【参考値】合計（自己負担額）	0

No.	名称	数量	単位	単価	金額
A	補助対象	1	式		0
	計	1	式		0
B	補助対象外	1	式		0
	計	1	式		0
	合計（A+B）税抜き	1	式		0
	合計（A+B）税込み	1	式		0
	補助金額計	1	式		0

【補助金交付に係る条件】

- ① 25万円/t-CO2を補助対象経費の上限とする。
- ② 25万円/kW（DC）を太陽光発電設備設置経費の上限とする。なお、補助率は2/3とする。
- ③ 24.2万円/kWhを蓄電池システム設置経費の上限とする。なお、補助率は3/4とする。

【法定耐用年数について】

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日（大蔵省令第15号））

蓄電池システム：別表第一 建物附属設備 電気設備（照明設備を含む。）蓄電池電源設備 6年
太陽光発電システム：別表第二 電気業用設備 その他の設備 主として金属製のもの 17年

【留意事項】

- （注1）薄赤 または 薄青 の項目に記入してください。
- （注2）お客様（需要家）の宛名を記名してください。
- （注3）見積者（商号又は名称、代表者の氏名、所在地等）に記名のうえ押印してください。
- （注4）内訳明細書を添付してください。
- （注5）本エクセルでは自動計算されるよう数式を入力していますが、見積額に誤りが無いか必ず手計算で確認をした上で提出してください。

内訳明細書

【補助対象】※税抜き											
No.	費目	細分	名称	品番、品名等	出力	数量	単位	単価	金額	備考	
1	本工事費 (直接工事費)	材料費 ※事業を行うために直接必要な材料の購入費 (これに要する運搬費、保管料を含む)	発電設備								
			太陽光パネル①			0 枚		0	0円	0.000kW	
			太陽光パネル②			0 枚		0	0円	0.000kW	
			取付金具			0 式		0	0円		
			パワーコンディショナー①			0 台		0	0円	0.000kW	
			パワーコンディショナー②			0 台		0	0円	0.000kW	
			ケーブル			0 式		0	0円		
			接続箱			0 式		0	0円		
			集電箱			0 式		0	0円		
			スマートPVメーター			0 台		0	0円		
			架台			0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
			小計							0円	
			横内配電線路								
			ケーブル (DC) PV～PCS			0 式		0	0円		
			ケーブル (DC) 蓄電池～PCS			0 式		0	0円		
			ケーブル (AC) PCS～電源 (分電盤、キュービクル等)			0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
			小計							0円	
			受電設備 (改修等)								
			追加分電盤			0 式		0	0円		
			契約ブレーカー変更			0 式		0	0円		
			キュービクル保護機器 (OVGR)			0 式		0	0円		
			キュービクル保護機器 (RPR)			0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
			小計							0円	
			蓄電池システム								
			パワーコンディショナー ※発電設備に併設されている場合は不要			0 式		0	0円	0.000kW	
			蓄電池ユニット			0 式		0	0円	0.000kWh	
			設置補強用取付板、金具			0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
						0 式		0	0円		
			小計							0円	
		労務費 ※本工事に直接必要な労務者に 対する賃金等の 人件費	工事費	太陽光発電 設置工事			0 式		0	0円	
				太陽光発電 電気工事			0 式		0	0円	
				パワーコンディショナー 設置工事			0 式		0	0円	
				パワーコンディショナー 電気工事			0 式		0	0円	
				蓄電池 設置工事			0 式		0	0円	
				蓄電池 電気工事			0 式		0	0円	
				試運転動作確認			0 式		0	0円	
				事前調査費			0 式		0	0円	
							0 式		0	0円	
							0 式		0	0円	
							0 式		0	0円	
							0 式		0	0円	
				小計							0円
				直接経費							
				※事業を行うために 直接必要とする経費		特許権使用料 (契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)			0 件		0
				水道、光熱、電力料 (事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)			0 件		0	0円	
				機械経費 (事業を行うために必要な機械の使用に要する経費 (材料費、労務費を除く。))	各種機械損料		0 件		0	0円	
				負担金 (事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)			0 件		0	0円	
		小計							0円		
		本工事費 (直接工事費) 合計							0円		
		2	付帯工事費 ※本工事費に付随する直接必要な工事				0 箇所		0	0円	
					0 箇所		0	0円			
					0 箇所		0	0円			
					0 箇所		0	0円			
					0 箇所		0	0円			
					0 箇所		0	0円			
小計							0円				
付帯工事費合計							0円				
3	設備費 ※事業を行うために直接必要な設備 及び機器の購入並びに購入物の運 搬、調整、据付け等に要する費用 等				0 式		0	0円			
					0 式		0	0円			
					0 式		0	0円			
		小計							0円		
		設備費合計							0円		
【補助対象外】※税抜き											
No.	名称			品番、品名等	出力	数量	単位	単価	金額	備考	
4	その他	消火設備					0 箇所		0	0円	
		屋根補修					0 式		0	0円	
		フェンス設置					0 式		0	0円	
		太陽光モジュール基礎 種類: ●●					0 式		0	0円	
		蓄電池基礎					0 式		0	0円	
		計測表示ユニット、表示装置					0 台		0	0円	
		カメラ					0 台		0	0円	
		看板					0 箇所		0	0円	
		土地造成費					0 式		0	0円	
		事例対応費用					0 件		0	0円	
		系統連系対応 (電力会社等)				東北電力等申請費用	0 件		0	0円	
							0 式		0	0円	
							0 式		0	0円	
							0 式		0	0円	
		その他合計							0円		
【No.1～3】											
補助対象経費		0円	補助対象経費のうち、太陽光発電システム		0円						
【No.4】			⇒太陽光発電システム投分率		0.00000000000000						
補助対象外経費		0円	補助対象経費のうち、蓄電池システム		0円						
⇒補助対象経費投分率		0.00000000000000	⇒蓄電池システム投分率		0.00000000000000						

【本工事費（間接工事費）】※税抜き

No	名称	品名、品名等	出力	数量	単位	単価	金額	備考
5	本工事費（間接工事費）	共通仮設費						
	※事業を行うために直接必要な現場経費	事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ※クレーン搬入 等	ユニック運搬費	0	式	0	0円	
		準備、仮片付け整地等に要する費用		0	式	0	0円	
		機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用		0	式	0	0円	
		技術管理に要する費用		0	式	0	0円	
		交通の管理、安全施設に要する費用		0	式	0	0円	
						小計	0円	
	現場管理費							
	※事業を行うために直接必要な現場経費	労務管理費		0	式	0	0円	
		水道光熱費		0	式	0	0円	
		消耗品費		0	式	0	0円	
		通信交通費		0	式	0	0円	
		その他		0	式	0	0円	
						小計	0円	
	一般管理費							
	※事業を行うために直接必要な右の経費であり、類似の事業を参考に決定	雑給与		0	式	0	0円	
		法定福利費		0	式	0	0円	
		修繕維持費		0	式	0	0円	
		事務用品費		0	式	0	0円	
		通信交通費		0	式	0	0円	
						小計	0円	
	機械器具費							
	※事業を行うために直接必要な建築用、小運搬その他工事用機械器具の購入、送料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費			0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
				0	式	0	0円	
						小計	0円	
	測量及び試験費							
	※事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する費用等	調査費用		0	件	0	0円	
		測量費用		0	件	0	0円	
		基本設計費用		0	件	0	0円	
		実施設計費用		0	件	0	0円	
		工事監理費用		0	件	0	0円	
		試験費用		0	件	0	0円	
				0	件	0	0円	
				0	件	0	0円	
				0	件	0	0円	
				0	件	0	0円	
						小計	0円	
						本工事費（間接工事費）合計	0円	
						うち、本工事費（間接工事費）補助対象経費	0円	本工事費（間接工事費）に補助対象経費按分率を乗じた額
						本工事費（間接工事費）補助対象経費のうち、太陽光発電システム	0円	
						本工事費（間接工事費）補助対象経費のうち、蓄電池システム	0円	

【No.1～5】

補助対象経費 0円 補助対象経費のうち、太陽光発電システム
補助対象経費のうち、蓄電池システム

補助対象外経費 0円

見積金額（税抜き）	0円
見積金額（税込み）	0円
（うち、補助金額（2/3）合計）	#DIV/0!
（うち、補助金額（3/4）合計）	#DIV/0!
（うち、補助対象外経費合計）	(0円)

補助対象外経費のうち、太陽光発電システム 0円

補助対象外経費のうち、蓄電池システム 0円

【参考】

（補助金額反映後の自己負担額）	#DIV/0!
-----------------	---------

0円 ⇒太陽光kW単価 #DIV/0! ⇒パワコン出力kW単価 #DIV/0!
0円 ⇒蓄電池kWh単価 #DIV/0!

⇒事業太陽光kW単価 #DIV/0!

要件①：【事業の費用効率性】25万円/t-CO2

※太陽光パネル出力	0.000kW
⇒年間発電量 (DCまたはACのいずれか低い出力×稼働時間発電量)	
※CO2排出係数	0.000429(t-CO2/kWh)
⇒耐用年数期間CO2削減量	0.00t-CO2
⇒事業の費用効率性 (CO2削減量×15万円/t-CO2)	0円
⇒【A】事業の費用効率性 (太陽光発電設備按分)	#DIV/0!
⇒【B】事業の費用効率性 (蓄電池システム按分)	#DIV/0!

要件②：【太陽光発電設備】25万円/kW

⇒【C】補助対象経費上限 (太陽光パネル出力×25万円)	0円
---------------------------------	----

要件③：【蓄電池システム】24.2万円/kWh

※蓄電池システム出力	0.00kWh
⇒【D】補助対象経費上限 (蓄電池システム容量×24.2万円)	0円

⇒【A】と【C】のうち低い金額	#DIV/0!
⇒【B】と【D】のうち低い金額	#DIV/0!

様式第10号（別表関係）

脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）請求書

年 月 日

（宛先）久慈市長

補助事業者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け久慈市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）の交付を受けたいので、補助金交付規則により、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 交付決定額 金 円

2 前金払受領済額 金 円

3 請求金額 金 円

4 補助金の振込先

（1）金融機関名

（2）支店名

（3）預金種類 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他（ ）

（4）口座番号

（フリガナ）

（5）口座名義

備考 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は「請求」を「精算」と記載すること。

様式第11号（別表関係）

脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）前金払請求書

年 月 日

（宛先）久慈市長

補助事業者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け久慈市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）について、前金払を受けたいので、補助金交付規則により、次のとおり請求します。

- | | | |
|-----------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 前金払受領済額 | 金 | 円 |
| 3 今回請求金額 | 金 | 円 |
| 4 理由 | | |

5 補助金の振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 支店名
- (3) 預金種類 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他（ ）
- (4) 口座番号
(フリガナ)
- (5) 口座名義

様式第12号（別表関係）

脱炭素先行地域推進事業費補助金（自家消費型再エネ等設備）に係る
財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）久慈市長

補助事業者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け久慈市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった脱炭素先行地域推進事業費補助金の対象となった財産を処分したいので、補助金交付規則により、次のとおり申請します。

1 処分の方法

2 処分の理由

3 処分の時期